

20 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務	13 立ち退きの指示 (第25条)		○	
	1 立入り等 (第5条第1項、第2項、第6項、第17条)		○	
	2 立入り等に係る身分証明書の交付 (第5条第5項、第17条第2項)		○	
	3 省略			
	4 監督処分 (第8条)		○	
	5 土地の保全勧告 (第9条第3項)		○	
	6 改善命令 (第8条第2項、第10条第1項、第2項、第4項)		○	
	7 立入検査 (第11条第1項)		○	
	8 立入検査に係る身分証明書の交付 (第5条第5項、第11条第2項)		○	
9 工事の届出の処理 (第13条)		○		
21 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 特定開発行為等に関すること。			
	(1) 許可 (第9条第1項、第15条第2項)		○	
	(2) 既着手の届出の受理 (第13条第1項)		○	
	(3) 既着手の届出者に対する助言又は勧告 (第13条第2項)		○	
	(4) 協議に対する同意 (第14条、第16条第4項)		○	
	(5) 変更の許可 (第15条第2項、第16条第1項、第4項)		○	
	(6) 軽微な変更の届出の受理 (第16条第3項)		○	
	(7) 対策工事等の完了の届出の処理 (第17条)		○	
	(8) 対策工事等の廃止の届出の受理 (第19条)		○	
	(9) 監督処分 (第20条)		○	
	(10) 立入検査 (第21条第1項)		○	
	(11) 立入検査に係る身分証明書の交付 (第5条第5項、第21条第2項)		○	
	(12) 報告の徴収等 (第22条)		○	
2 移転等の勧告 (第25条第1項)	○			
3 土地の取得についてのあつせん等の措置 (第25条第2項)		○		
22 駐車場法の施行に関する事務	1 路外駐車場の設置及び変更の届出の受理 (第12条)			○
	2 路外駐車場管理規程の届出の受理 (第13条第1項、第4項)			○
	3 路外駐車場の休止、廃止及び再開の届出の受理 (第14条)			○
	4 省略			
	5 省略			
23 愛媛県屋外広告物条例の施行に関する事務	1 広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告 (第29条)		○	
	2 屋外広告業者 _____ に関すること _____。			
	(1)・(2) 省略			
	(3) 登録簿の閲覧 (第35条)			○
	(4) 省略			
16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
17 駐車場法の施行に関する事務	1 路外駐車場の _____ 届出の受理 (第12条)			○
	2 省略			
	3 省略			
18 愛媛県屋外広告物条例の施行に関する事務	1 屋外広告業者の登録に関すること (県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。)			
	(1)・(2) 省略			
	(3) 省略			

	(15) 立入検査(第82条第1項)			○
	(16) 開発行為及び建築に関する証明(都市計画法施行規則第60条)			○
	(17) 開発許可を受けた者の氏名及び住所並びに開発区域に含まれる地域の名称の変更届出の受理(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(以下この部において「規則」という。))第4条の4第1項)			○
	(18) 開発許可等に基づく地位の承継の届出の受理(規則第9条第1項)			○
31	省略			
32	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務	1 特定路外駐車場に関すること。		
		(1) 設置及び変更の届出の受理(第12条第1項、第2項)		○
		(2) 基準適合命令(第12条第3項)		○
	(3) 報告の徴収及び立入検査(第53条第2項)		○	
33	省略			
34	国土利用計画法の施行に関する事務	1 規制区域内の地価の動向及び土地取引の状況の調査(第12条第10項)		○
		2 注視区域内又は監視区域内の地価の動向及び土地取引の状況の調査(第12条第10項、第27条の3第3項、第27条の6第3項)		○
		3 監視区域内での土地売買等の契約及び当該契約に係る土地の利用についての報告の徴収(第27条の9)		○
35	その他の事務			
		1 河川及び港湾に係る観測人の委嘱に関すること。		○

	(12) 開発許可を受けた者の氏名及び住所並びに開発区域に含まれる地域の名称の変更届出の受理(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(以下この部において「規則」という。))第4条の4第1項)			○
26	省略			
27	省略			
28	その他の事務	1 道路情報モニターの委嘱に関すること。		○
		2 河川及び港湾に係る観測人の委嘱に関すること。		○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者部長	専決者課長
河川港湾課	1 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者部長	専決者課長
河川港湾課	1 省略				

備考 河川砂防課においては、この表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「河川港湾課」とあるのは、「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者部長	専決者課長
建設企画課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の執行に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が1億円以上5億円未満のもの	○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者部長	専決者課長
建設企画課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が7,000万円以上1億円未満のもの	○		

務	(2) 1件の設計金額が1億円未満のもの		○	
	2 1件の設計金額が5億円以上の請負工事で次の行為をすること。			
	(1) _____工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。		○	
	(2)・(3) 省略			
	3 省略			
2 県単独工事の箇所決定に関する事務	1 県単独工事（道路維持修繕工事、道路交通安全施設工事_____、河川修繕工事、海岸保全施設修繕工事、砂防修繕工事、環境土木緊急処理事業及び土木災害復旧工事をいう。）の箇所決定			
	(1) 1件の設計金額が500万円以上_____のもの	○		
	(2) 省略			
3 管内事務所間の予算配分額の調整に関する事務	1 環境土木緊急処理事業及び交通安全二種事業の予算配分額の調整	○		

務	(2) 1件の設計金額が7,000万円未満のもの		○	
	2 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。			
	(1) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。		○	
	(2)・(3) 省略			
	3 省略			
2 県単独工事の箇所決定に関する事務	1 県単独工事（道路維持修繕工事、道路交通安全施設工事、 <u>交通事故防止対策工事</u> 、河川修繕工事、海岸保全施設修繕工事、砂防修繕工事、環境土木緊急処理事業及び土木災害復旧工事をいう。）の箇所決定			
	(1) 1件の設計金額が500万円以上1,000万円未満のもの	○		
	(2) 省略			

備考 河川港湾課、河川砂防課、道路課、道路第一課、道路第二課、特定事業課又は鉄道高架課においては、この表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設企画課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、「河川砂防課」、「道路課」、「道路第一課」、「道路第二課」、「特定事業課」又は「鉄道高架課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 収入の申告に対する措置（第9条の2第2項、第3項）		○	
		6～10 省略			
		11 入居承継の承認（第17条第8項、第23条の16）		○	
		12～14 省略			
		15 明渡しの届出の受理及び検査（第22条第1項、第23条の16）			○
		16～18 省略			
2・3 省略					
4 建築基準法の施行に関する事務	1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認（第7条の6第1項第1号、 <u>第18条第22項第1号</u> ）			○	
		2 違反建築物に対する措置等			
		(1) 違反を是正するための必要な措置（第9条第1項、第2項、第13項）		○	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 収入の申告に対する措置（第9条の2_____）		○	
		6～10 省略			
		11 入居承継の承認（第17条第7項、第23条の16）		○	
		12～14 省略			
		15 明渡しの届出の受理及び検査（第22条_____、第23条の16）			○
		16～18 省略			
2・3 省略					
4 建築基準法の施行に関する事務	1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認（第7条の6第1項第1号、 <u>第18条第13項第1号</u> ）			○	
		2 違反建築物に対する措置_____			
		(1) 違反を是正するための必要な措置（第9条第1項_____）		○	

る法律の施行に関する事務	(1) 指導及び助言 (第7条第1項)		○	
	(2) 指示 (第7条第2項)		○	
	(3) 報告の徴収及び立入検査 (第7条第4項)		○	
	2 建築物の耐震改修の計画の認定申請及び変更認定申請の受理 (第8条第1項、第9条第1項)		○	
	3 認定建築物の耐震改修の状況に係る報告の徴収 (第10条)		○	
8 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 建築物に係る指導及び助言 (第74条第1項)		○	
	2 特定建築物に関すること。			
	(1) 届出の受理 (第75条第1項)			○
	(2) 変更の指示 (第75条第2項)		○	
	(3) 定期報告の受理 (第75条第4項)			○
	(4) 勧告 (第75条第5項)		○	
	3 報告の徴収及び立入検査 (第87条第10項)		○	
9 建築士法の施行に関する事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。			
	(1) 免許の申請の受理 (建築士法施行細則 (以下この部において「細則」という。) 第4条第1項)			○
	(2)~(4) 省略			
	(5) 死亡等の届出の受理 (第8条の2)			○
	(6) 免許取消しの申請等の受理 (第9条第1項第1号、細則第9条第2項、第3項)			○
	2 省略			
	3 建築士事務所に関すること。			
	(1)・(2) 省略			
	(3) 設計等の業務に関する報告書の受理 (第23条の6)			○
(4) 廃業等の届出の受理 (第23条の7)			○	
10 省略				
11 住宅地区改良法の施行に関する事務	1 地区内の建築行為等の制限許可 (第9条)		○	
	2 土地の試掘等の許可 (第21条)		○	
	3 省略			
12 租税特別措置法の施行に関する事務	1 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 (第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ)		○	
	2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 (第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号)		○	
13 宅地建物取引業法	1 宅地建物取引主任者資格登録に関すること。			
る法律の施行に関する事務	(1) 指導及び助言 (第4条第1項)		○	
	(2) 指示 (第4条第2項)		○	
	(3) 報告の徴収及び立入検査 (第4条第3項)		○	
	2 建築物の耐震改修の計画の認定申請及び変更認定申請の受理 (第5条第1項、第6条第1項)		○	
	3 認定建築物の耐震改修の状況に係る報告の徴収 (第7条)		○	
8 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に係る届出の受付 (第15条の2第1項)			○
9 建築士法の施行に関する事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。			
	(1) 免許の申請の受理 (建築士法施行細則 (以下この部において「細則」という。) 第4条)			○
	(2)~(4) 省略			
	(5) 免許取消しの申請等の受理 (第9条、細則第9条第1項から第3項まで)			○
	2 省略			
	3 建築士事務所に関すること。			
(1)・(2) 省略				
(3) 廃業等の届出の受理 (第23条の6)			○	
10 省略				
11 住宅地区改良法の施行に関する事務	1 省略			
12 租税特別措置法の施行に関する事務	1 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 (第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ)		○	
	2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 (第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ、第63条第3項第6号)		○	

の施行に関する事務	(1) 登録移転申請の受理(第19条の2)			○
	(2) 死亡等の届出の受理(第21条第1項)			○
	2 宅地建物取引主任者証に関すること。			
14 都市計画法の施行に関する事務(管理課に属するものを除く。)	(1) 書換え交付(省令第14条の13第3項)			○
	1 _____ 開発行為の許可 _____ (第29条第1項)		○	
	2 市街化調整区域内で調整区域が決定された際に既に宅地化の工事施行中のものに対する開発許可の届出の受理(第34条第13号)		○	
	3 開発行為の協議に係る合意(第34条の2第1項)		○	
	4 省略			
	5 変更の協議に係る合意(第34条の2第1項、第35条の2第4項)		○	
	6 開発行為の軽微な変更の届出の受理(第35条の2第3項)			○
	7 開発行為に関する工事完了の届出の受理(第36条第1項)			○
	8 開発行為に関する工事完了の検査及び検査済証の交付(第36条第2項、第3項)			○
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の協議(開発審査会の議を経るものを除く。)(第43条第3項)		○	
	14 省略			
	15 省略			
	16 開発許可登録簿の閲覧(第47条第5項)			○
	17 省略			
	18 省略			
	19 監督処分 _____ (第81条第1項から第3項まで)	○		
	20 立入検査 _____ (第82条第1項)		○	
	21 省略			
	22 開発許可を受けた者の氏名及び住所並びに開発区域に含まれる地域の名称の変更届出の受理(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(以下この部において「規則」という。))第4条の4第1項)			○
23 開発許可等に基づく地位の承継の届出の受理(規則第9条第1項)			○	

13 都市計画法の施行に関する事務				
	1 市街化区域又は市街化調整区域内における開発行為の許可(第34条第10号に係るものを除く。)(第29条第1項)		○	
	2 市街化調整区域内で調整区域が決定された際に既に宅地化の工事施行中のものに対する開発許可の届出の受理(第34条第9号)		○	
	3 省略			
	4 開発行為の軽微な変更の届出の受理(第35条の2第3項)		○	
	5 開発行為に関する工事完了の届出の受理(第36条第1項)		○	
	6 開発行為に関する工事完了の検査及び検査済証の交付(第36条第2項 _____)		○	
	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 開発許可登録簿への登録(第47条 _____)			○
	14 省略			
	15 省略			
	16 監督処分(第34条第10号に係るものを除く。)(第81条第1項 _____)		○	
	17 立入検査(第34条第10号に係るものを除く。)(第82条第1項)		○	
	18 省略			
	19 開発許可を受けた者の氏名及び住所並びに開発区域に含まれる地域の名称の変更届出の受理(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(以下この部において「規則」という。))第4条の4第1項)		○	
20 開発許可等に基づく地位の承継届出書の受理(規則第9条第1項)		○		

備考 1 松山地方局においては、税務課の表1の部から4の部まで及び7の部1の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表

5の部、6の部及び7の部2の項に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。

2 農村整備第一課及び農村整備第二課の決裁事項については、農村整備課の例による。

3 久万高原森林林業課においては、森林林業課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「森林林業課」とあるのは、「久万高原森林林業課」として、同表の規定を適用する。

4 愛南水産課においては、水産課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「水産課」とあるのは、「愛南水産課」として、同表の規定を適用する。

5 今治地方局においては、建築指導課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建築指導課」とあるのは、「管理課」として、同表の規定を適用する。

6 河川港湾課、河川砂防課、道路課、上島架橋建設課、道路第一課、道路第二課又は特定事業課においては、建設企画課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設企画課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、「河川砂防課」、「道路課」、「上島架橋建設課」、「道路第一課」、「道路第二課」又は「特定事業課」として、同表の規定を適用する。

7 河川砂防課においては、河川港湾課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「河川港湾課」とあるのは、「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分	
		所長	専決者 課長
1 公文書に関する事務	1 軽易な告示、公告、公示、掲示その他の公表に関すること。	○	
	2 省略		
	3 軽易な指令、達、通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。		○
	4 省略		
	5 省略		
2～8 省略			

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部4の項及び5の項並びに4の部1の項(2)の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては「管理課長」と、南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

別表第3（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分	
		所長	専決者 課長
1 公文書に関する事務	1 省略		
	2 軽易な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。		○
	3 省略		
	4 省略		
	2～8 省略		

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部3の項及び4の項並びに4の部1の項(2)の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、八幡浜地方局大洲土木事務所 _____ 及び同地方局西予土木事務所にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2 省略

別表第4（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			所長	専決者 課長				所長	専決者 課長		
用地管理課	1 収入又は支出を伴う事務	1 税外収入の徴収に関すること。			用地管理課	1 収入又は支出を伴う事務	1 税外収入の徴収に関すること。				
		(1) 200万円以上1,000万円未満の税外収入に係るもの	○				(1) 10万円以上200万円未満の税外収入に係るもの	○			
		(2) 200万円未満の税外収入に係るもの		○			(2) 10万円未満の税外収入に係るもの		○		
		2 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。					2 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。				
		(1) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事及び工事委託	○				(1) 決裁を経た1件2,000万円以上7,000万円未満の工事	○			
		(2) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事及び工事委託		○			(2) 決裁を経た1件2,000万円未満の工事		○		
		(3) 決裁を経た1件1,000万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託	○				(3) 決裁を経た1件500万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託	○			
		(4) 決裁を経た1件1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託		○			(4) 決裁を経た1件500万円未満の調査、測量及び設計の委託		○		
		(5)～(9) 省略					(5)～(9) 省略				
		3 次に掲げるものの支出命令に関すること。					3 次に掲げるものの支出命令に関すること。				
		(1) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事費及び工事委託費	○				(1) 決裁を経た1件2,000万円以上、7,000万円未満の工事費	○			
		(2) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事費及び工事委託費		○			(2) 決裁を経た1件2,000万円未満の工事費		○		
		(3) 決裁を経た1件1,000万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費	○				(3) 決裁を経た1件500万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費	○			
		(4) 決裁を経た1件1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費		○			(4) 決裁を経た1件500万円未満の調査、測量及び設計の委託費		○		
		(5)～(9) 省略					(5)～(9) 省略				
		4 省略					4 省略				
		2 省略					2 省略				
		3 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務（東予地方局四国中央土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。）	1 省略					3 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務（西条地方局四国中央土木事務所及び宇和島地方局愛南土木事務所に限る。）	1 省略		
	4 省略			4 省略							

5 浄化槽法の施行に関する事務	1 省略			
	2 浄化槽工事業者の登録に関すること。			
	(1) 登録 _____ _____ (第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項)			○
	(2) 登録の更新 (第21条第3項、第23条第2項、第24条第2項)			○
	(3) 登録簿の閲覧及び謄本の交付 _____ _____ (第23条第3項)			○
	(4) 変更の届出の処理 _____ _____ (第23条第2項、第25条)			○
	(5) 廃業等の届出の処理 _____ _____ (第24条第2項、第26条、第27条第2項)			○
	(6) 省略			
	3 特例浄化槽工事業者の届出に関すること _____ _____。			
	(1) 省略			
	4 省略			
6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
	2 解体工事業者の登録に関すること _____ _____。			
	(1) 登録 _____ (第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項)			○
	(2) 登録の更新 (第21条第2項、第23条第2項、第24条第2項)			○
	(3) 変更の届出の受理 (第25条第1項)			○
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 登録の抹消 (第28条)			○
3~5 省略				
7 一般土木工事に関する事務	1 省略			
	2 工事の受委託で1件1億円未満の支出を伴うもの			○
	3 省略			
	4 省略			
	5 省略			
8~10 省略				
11 道路法の施行に関する事務	1 道路の区域の決定及び供用の開始等 (第18条)			○
	2 工事原因者に対する工事施行命令 (第22条第1項)			○
	3 省略			
	4 省略			
	5 省略			
	6 省略			
5 浄化槽法の施行に関する事務	1 省略			
	2 浄化槽工事業者の登録に関すること。			
	(1) 登録の申請の受理 (県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)(第22条 _____)			○
	(2) 登録簿の閲覧及び謄本の交付 (県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)(第23条第3項)			○
	(3) 変更の届出の受理 (県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)(_____ 第25条)			○
	(4) 廃業等の届出の受理 (県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)(_____ 第26条 _____)			○
	(5) 省略			
	3 特例浄化槽工事業者の届出に関すること (県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)			
	(1) 省略			
	4 省略			
	6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	1 省略		
2 解体工事業者の登録に関すること (県内に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限る。)				
(1) 登録の申請の受理 (第22条第1項 _____)				○
(2) 登録の届出の受理 (第25条第1項)				○
(3) 省略				
(4) 省略				
3~5 省略				
7 一般土木工事に関する事務		1 省略		
	2 省略			
	3 省略			
	4 省略			
8~10 省略				
11 道路法の施行に関する事務	1 省略			
	2 省略			
	3 省略			
	4 省略			

	(2) 採取の廃止の届出の受理 (第24条)	○			
	5 報告の徴収 (第33条)	○			
	6 採取場、事務所等への立入 検査 (第34条第2項)	○			
	7 市町長からの災害防止に関 する要請に基づく調査 (第37 条第2項)	○			
	8 指導及び助言 (第41条第1 項)	○			
20 採石法 の施行に 関する事 務	1 採石業者に関すること。				
	(1) 登録 (第32条、第32条の 3第2項、第32条の4第2 項)	○			
	(2) 承継の届出の受理 (第32 条の6第2項)	○			
	(3) 変更登録の届出の受理 (第32条の7第1項)	○			
	(4) 廃止の届出の受理 (第32 条の8)	○			
	(5) 登録の消除 (第32条の 11)	○			
	2 採取計画に関すること。				
	(1) 変更の届出の受理 (第33 条の5第2項、第4項)	○			
	(2) 採取の休止及び廃止の届 出の受理 (第33条の10)	○			
	3 市町長からの災害防止に関 する要請に基づく調査 (第33 条の14第2項)	○			
	4 指導及び助言 (第34条の6)	○			
5 報告の徴収及び立入検査 (第42条第1項)	○				
21 公共土 木施設災 害復旧事 業費国庫 負担法施 行令の施 行に関す る事務	1 市町村災害復旧事業の監督 (第8条)	○			
22 砂防法 の施行に 関する事 務	1 市町に対する砂防工事の施 行及び砂防設備の維持の指示 (第7条)	○			
	2 原因行為者に対する砂防工 事の施行及び砂防設備の維持 の命令 (第8条)	○			
	3 土石等の供給命令 (第22条)	○			
23 愛媛県 砂防指定 地管理条 例の施行 に関する 事務	1 省略				
	2 砂防設備の占用の許可及び 変更の許可並びに協議に対す る同意 (第5条第1項、第6 条、第7条第2項、第8条第 1項)	○			
	3 省略				
	4 監督処分 (第15条)	○			
5 原状回復の指示等 (第16条)	○				
6 土地の立入り (第19条第1 項)	○				
7 土地の立入りに係る身分証 明書の交付 (第19条第2項)	○				
19 愛媛県 砂防指定 地管理条 例の施行 に関する 事務	1 省略				
	2 砂防設備の占用の許可及び 変更の許可並びに協議 _____ (第5条第1項、第6 条、第7条第2項、第8条第 1項)				
	(1) 占有期間が1年以下のも の	○			
	(2) 占有面積が1,000平方メー トル以下のもの	○			
	(3) 現に占有を許可している ものの継続に係るもの	○			
3 省略					

24 地すべり等防止法の施行に関する事務	1 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の承認及び協議に対する同意(第11条第1項、第2項)	○	
	2 兼用工作物の工事の施行及び工作物を維持させる場合の協議(第13条)	○	
	3 工事原因者に対する工事の施行命令(第14条第1項)	○	
	4 土地の立入り等(第6条第2項、第6項、第16条)	○	
	5 土地の立入り等に係る身分証明書の交付(第6条第5項、第16条第2項)	○	
	6 省略		
	7 監督処分(第21条第1項、第2項)	○	
	8 報告の徴収及び立入検査(第22条第1項)	○	
	9 立入検査に係る身分証明書の交付(第22条第2項)	○	
	10 管理者に対する措置命令(第23条第1項、第2項)	○	
	11 関連事業計画の作成の勧告(第24条第1項)	○	
	12 関連事業計画の作成の協議に対する同意(第24条第3項)	○	
	13 立ち退きの指示(第25条)	○	
25 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務	1 立入り等(第5条第1項、第2項、第6項、第17条)	○	
	2 立入り等に係る身分証明書の交付(第5条第5項、第17条第2項)	○	
	3 省略		
	4 監督処分(第8条)	○	
	5 土地の保全勧告(第9条第3項)	○	
	6 改善命令(第8条第2項、第10条第1項、第2項、第4項)	○	
	7 立入検査(第11条第1項)	○	
	8 立入検査に係る身分証明書の交付(第5条第5項、第11条第2項)	○	
	9 工事の届出の処理(第13条)	○	
26 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 特定開発行為等に関すること。		
	(1) 許可(第9条第1項、第15条第2項)	○	
	(2) 既着手の届出の受理(第13条第1項)	○	
	(3) 既着手の届出者に対する助言又は勧告(第13条第2項)	○	
	(4) 協議に対する同意(第14条、第16条第4項)	○	
	(5) 変更の許可(第15条第2項、第16条第1項、第4項)	○	
	(6) 軽微な変更の届出の受理(第16条第3項)	○	
	(7) 対策工事等の完了の届出の処理(第17条)	○	
	(8) 対策工事等の廃止の届出の受理(第19条)	○	
	(9) 監督処分(第20条)	○	
	(10) 立入検査(第21条第1項)	○	

20 地すべり等防止法の施行に関する事務			
	1 省略		
	21 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務		
1 省略			

		(11) 立入検査に係る身分証明書の交付（第5条第5項、第21条第2項）	<input type="checkbox"/>	
		(12) 報告の徴収等（第22条）	<input type="checkbox"/>	
		2 土地の取得についてのあつせん等の措置（第25条第2項）	<input type="checkbox"/>	
27 駐車場の施行に関する事務	1	路外駐車場の設置及び変更の届出の受理（第12条）		<input type="checkbox"/>
	2	路外駐車場管理規程の届出の受理（第13条第1項、第4項）		<input type="checkbox"/>
	3	路外駐車場の休止、廃止及び再開の届出の受理（第14条）		<input type="checkbox"/>
	4	省略		
	5	省略		
28 愛媛県屋外広告物条例の施行に関する事務	1	広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告（第29条）	<input type="checkbox"/>	
	2	屋外広告業者_____に関すること_____。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 登録簿の閲覧（第35条）		<input type="checkbox"/>
		(4) 省略		
		(5) 指導、助言及び勧告（第42条）	<input type="checkbox"/>	
		(6) 監督処分簿の閲覧（第44条第2項）		<input type="checkbox"/>
	(7) 報告徴収及び立入検査（第45条）	<input type="checkbox"/>		
29		省略		
30		省略		
31		省略		
32 宅地造成等規制法の施行に関する事務	1	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等に関すること。		
	(1)	工事の許可（第8条第1項）	<input type="checkbox"/>	
	(2)	工事の計画の変更の許可（第12条第1項）	<input type="checkbox"/>	
	(3)	工事完了検査（第13条）		<input type="checkbox"/>
	(4)	工事等の届出の受理（第15条）		<input type="checkbox"/>
	(5)	宅地の保全の勧告（第16条第2項）	<input type="checkbox"/>	
	(6)	立入検査（第18条第1項）	<input type="checkbox"/>	
	(7) 報告の徴収（第19条）		<input type="checkbox"/>	
	2	造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置勧告（第21条第2項）	<input type="checkbox"/>	
33		省略		
34		省略		
35 都市計画法の施行に関する事務	1	開発行為の許可（第29条第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	
	2	開発行為の協議に係る合意（第34条の2第1項）	<input type="checkbox"/>	
	3	省略		
	4	変更の協議に係る合意（第34条の2第1項、第35条の2第4項）	<input type="checkbox"/>	

22 駐車場の施行に関する事務	1	路外駐車場の_____届出の受理（第12条）		<input type="checkbox"/>
	2	省略		
	3	省略		
23 愛媛県屋外広告物条例の施行に関する事務	1	屋外広告業者の登録に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 省略		
	2	屋外広告業者に対する報告徴収及び立入検査（第45条）	<input type="checkbox"/>	
24		省略		
25		省略		
26		省略		
27 宅地造成等規制法の施行に関する事務	1	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可（第8条第1項）		<input type="checkbox"/>
	2	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の計画の変更の許可（第12条第1項）	<input type="checkbox"/>	
28		省略		
29		省略		
30 都市計画法の施行に関する事務	1	開発行為の許可（第34条第10号に定めるものを除く。）（第29条第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	
	2	市街化調整区域内で調整区域が決定された際に既に宅地化の工事施行中のものに対する開発許可の届出の受理（第34条第9号）	<input type="checkbox"/>	
	3	省略		

	5 開発行為の軽微な変更の届出の受理(第35条の2第3項)		○
	6 開発行為に関する工事完了の届出の受理(第36条第1項)		○
	7 開発行為に関する工事完了の検査(第36条第2項、第3項)		○
	8 省略		
	9 省略		
	10 省略		
	11・12 省略		
	13 開発許可登録簿の閲覧(第47条第5項)		○
	14・15 省略		
	16 立入検査(第82条第1項)	○	
	17 省略		
	18 開発許可を受けた者の氏名及び住所並びに開発区域に含まれる地域の名称の変更届出の受理(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(以下この部において「規則」という。))第4条の4第1項)		○
	19 開発許可等に基づく地位の承継の届出の受理(規則第9条第1項)		○
36 租税特別措置法の施行に関する事務	1 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ)	○	
	2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号)	○	
37 省略			
38 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1 公募を行わない入居(第4条、第23条の16)	○	
	2 入居の許可(第6条、第23条の16)	○	
	3 入居者の選考(第7条第2項、第3項、第4項)	○	
	4 入居の手続(第8条、第23条の16)	○	
	5 収入の申告に対する措置(第9条の2第2項、第3項)	○	
	6 家賃又は敷金の猶予又は減免(第10条、第13条第2項、第21条第3項、第21条の3第3項、第23条の16)	○	
	7 省略		
	8 省略		
	9 省略		

	4 開発行為の軽微な変更の届出の受理(第35条の2第3項)	○	
	5 開発行為に関する工事完了の届出の受理(第36条第1項)	○	
	6 開発行為に関する工事完了の検査及び検査済証の交付(第36条第2項)	○	
	7 省略		
	8 省略		
	9 省略		
	10 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(開発審査会の議を経るものを除く。)(第43条第1項)	○	
	11・12 省略		
	13 開発許可登録簿への登録(第47条)		○
	14・15 省略		
	16 監督処分(第34条第10号に係るものを除く。)(第81条第1項)	○	
	17 立入検査(第34条第10号に係るものを除く。)(第82条第1項)	○	
	18 省略		
	19 開発許可を受けた者の氏名及び住所並びに開発区域に含まれる地域の名称の変更届出の受理(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(以下この部において「規則」という。))第4条の4第1項)	○	
	20 開発許可等に基づく地位の承継届出書の受理(規則第9条第1項)	○	
31 租税特別措置法の施行に関する事務	1 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ)	○	
	2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ、第63条第3項第6号)	○	
32 省略			
33 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1 収入の申告に対する措置(第9条の2)	○	
	2 省略		
	3 省略		
	4 省略		

	(1) 免許の申請の受理（建築士法施行細則（以下この部において「細則」という。）第4条第1項）		○
	(2)～(4) 省略		
	(5) 死亡等の届出の受理（第8条の2）		○
	(6) 免許取消しの申請等の受理（第9条第1項第1号、細則第9条第2項、第3項）		○
	2 省略		
	3 建築士事務所に関する事 こと。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 設計等の業務に関する報告書の受理（第23条の6）		○
	(4) 廃業等の届出の受理（第23条の7）		○
47 住宅地区改良法の施行に関する事務	1 地区内の建築行為等の制限許可（第9条）	○	
	2 土地の試掘等の許可（第21条）	○	
	3 省略		
48 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 宅地建物取引主任者資格登録に関する事 こと。		
	(1) 登録移転申請の受理（第19条の2）		○
	(2) 死亡等の届出の受理（第21条第1項）		○
	2 宅地建物取引主任者証に関する事 こと。		
	(1) 書換え交付（省令第14条の13第3項）		○
49 その他の事務	1 河川及び港湾に係る観測人の委嘱に関する事 こと。	○	

	(1) 免許の申請の受理（建築士法施行細則（以下この部において「細則」という。）第4条）		○
	(2)～(4) 省略		
	(5) 免許取消しの申請等の受理（第9条、細則第9条第1項から第3項まで）		○
	2 省略		
	3 建築士事務所に関する事 こと。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 廃業等の届出の受理（第23条の6）		○
42 住宅地区改良法の施行に関する事務	1 省略		

備考 1 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から49の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表7の部1の項の適用については、同表事項の欄中「5,000万円」とあるのは、「1億円」とする。

3 東予地方局今治土木事務所においては、この表事務の種類名の欄中「3 通送車の運行及び通送車に乗り、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務（東予地方局四国中央土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。）」とあるのは、「3 通送者の運行及び通送車に乗り、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務（東予地方局今治土木事務所に限る。）」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から49の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行に関すること。	○	
		2 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。		
		(1) _____工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。	○	
		(2)・(3) 省略		
		3 省略		
2 県単独工事の箇所決定に関する事務	1 1件の設計金額が500万円未満の県単独工事（道路維持修繕工事、道路交通安全施設工事、河川修繕工事、海岸保全施設修繕工事、砂防修繕工事、環境土木緊急処理工事及び土木災害復旧工事をいう。）の箇所決定	○		
3 省略				

備考 1 建設企画課、河川港湾課、河川砂防課、道路課又は上鳥架橋建設課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「河川砂防課」、「道路課」又は「上鳥架橋建設課」として、同表の規定を適用する。

2 河川港湾課又は河川砂防課においては、この表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、「河川港湾課」又は「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

3 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表1の部2の項の適用については、同表事項の欄中「1億円」とあるのは、「5億円」とする。

別表第8 省略
別表第9 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1 1件の設計金額が7,000万円未満の請負工事の執行に関すること。	○	
		2 1件の設計金額が7,000万円以上の請負工事で次の行為をすること。		
		(1) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。	○	
		(2)・(3) 省略		
		3 省略		
2 県単独工事の箇所決定に関する事務	1 1件の設計金額が500万円未満の県単独工事（道路維持修繕工事、道路交通安全施設工事、交通事故防止対策工事、河川修繕工事、海岸保全施設修繕工事、砂防修繕工事、環境土木緊急処理工事及び土木災害復旧工事をいう。）の箇所決定	○		
3 省略				

備考 1 八幡浜地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、用地管理課の表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から42の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 _____河川港湾課、河川砂防課又は道路課 _____においては、建設課の表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ _____「河川港湾課」、「河川砂防課」又は「道路課」 _____として、同表の規定を適用する。

3 河川港湾課又は河川砂防課においては、建設課の表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、「河川港湾課」又は「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

別表第5 省略
別表第6 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁中一般
各地方機関